

世田谷区公契約適正化委員会（第2回）次第

平成28年6月20日（月）午後6時～

場所：世田谷区役所第1庁舎2階入札室

1．開会

2．議題

（1）答申に向けて

（2）その他

3．閉会

世田谷区公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会 中間報告書(概要版)

. 世田谷区公契約適正化委員会「中間報告書」の概要

1. 公契約の適正な履行を確保するために必要な施策について

(1) 労働報酬下限額について

工事契約の労働報酬下限額は、平成 28 年3月における東京都の公共工事設計労務単価(以下「労務単価」)の 85%が妥当である。条例がつけられた状況から、労務単価と乖離すべきでない。工事契約の労働報酬下限額は、企業努力を阻害し、世田谷区の事業を受注できなくなる事業者がでてくるおそれがないよう、労務単価の 70%が適当な割合であり、85%は高すぎる。

委託等契約の労働報酬下限額は、世田谷区職員のうち高卒で就労した者の初任給を時間換算して、時給で 1,093 円とし、これを基礎に職務、職能を考慮するべきである。

委託等契約の労働報酬下限額を区職員の高卒初任給を基準にすべきという意見もあるが、区の財政規模等において下限額の設定によって発注不能になると、区民が困るので注意が必要である。労働者の報酬だけでなく、事業者の適正な利益や区民の理解を併せて得る必要がある。公共事業が適正に行使され、区民にとって必要なものがつくられていくことが重要である。

(2) 適正な労働条件等の確保について

適正な労働条件の確保のため、事業者が各種法令を遵守し、元請事業者から下請事業者まで法定福利費が適正に支払われる必要がある。適正な労働条件が確保されていないために、建設業に若年者が入ってこず、労働者が高齢化するという現状を改善しなければならない。

労務単価の確保のみではなく、経費率も含めた入札価格全体の問題として考えなければならない。事業者の適正な利益が確保されないと、地元業者が参入できなくなるおそれがある。また、下請事業者の労務費や法定福利費の支払いを、元請事業者がコントロールするのは困難である。

2. 区内産業の振興及び地域経済の活性化を図るための入札制度改革について

(1) 長期的な区内産業の発展・活性化について

区内の建設業や公的サービス業の社会的役割の重要性を認識し、防災・安全に寄与するように、小規模事業者の経営改善や産業全体の活性化等が必要である。

区の歳出が地域経済社会を活性化させるように努め、区内の事業者が世田谷区の事業から離れて他自治体や民間の事業に流出することを防ぎ、公共事業の質を守る必要がある。

(2) 公正かつ適正な入札の実施について

予定価格の積算において、適切な数量、施工条件の設定、最新の労務単価の採用等、業務の品質を確保できる金額を設定してもらいたい。

設計における建築と設備の整合性及び適正な工期を確保し、応札までの期間に余裕を持たせてもらいたい。また、設計変更等が必要な場合、適正に契約変更等に対応する必要がある。

JV(2者以上が連帯して特定の事業に参加する場合)案件は区内本店業者を入れることを要件としてもらいたい。

(3) 社会経済状況等に適合した効果的な入札・契約制度の改善について

労働報酬下限額を設定する一方で、入札制度改革を行う必要がある。予定価格や最低制限価格の見直し、各種スライド条項の活用、発注ランク制や総合評価方式の評価点の見直し等によって入札制度そのものの改善を図るべきである。

入札の最低制限価格は、予定価格の 90～95%程度に引き上げる必要がある。
入札の最低制限価格を引き上げると、落札率が上がり、入札制度の意義が薄れるのではないかと。
また、入札不調に伴う随意契約の妥当性についても議論が必要である。

3. 附帯意見 公契約条例の運用について

(1) 条例施行後における効果検証について

下請事業者も含めて、労働者の状況を実態調査等で把握する必要がある。また、条例の効果を点検・調査し、改善課題を見出す必要がある。

(2) 公契約条例の効果的な運用について

制度が下請事業者や労働者にも伝わるよう、ポスター・チラシ等による周知や研修が必要である。実効性の確保のため、労働条件確認帳票の充実や履行状況の確認手法の検討が必要である。区が事業者の労働条件を末端までコントロールするのは事業者に厳しいのではないかと考える。条例の推進にあたって、法的に罰則その他で改善していくよりも、様々な契約上の誘導策により段階的に改善していく姿勢が適切ではないかと考える。
条例の施行により、労働条件の改善に伴って区の発注価格が上がることは前提条件になっていると考えられるので、区の予定価格においてそれを考慮してもらいたい。

・世田谷区公契約適正化委員会 労働報酬専門部会「中間報告書」の概要

1. 公契約対象事業における労働報酬下限額について

(1) 委託事業について

委託事業の労働報酬下限額は、区職員行政職給料表(一)高等学校卒業者初任給を時間換算して算出した金額 1,093 円(1時間あたり)とする。

(2) 建設・土木産業について

平成 28 年 3 月の東京都公共工事設計労務単価における各工種の 85%相当額(1時間あたり)とする。
見習および高齢労働者・就労者については 70%以上とする移行措置をとれるものとする。

(3) 法定福利費について

国土交通省および総務省通達を踏まえ、下請取引の各段階で労働者・就労者の法定福利費を適正に取扱う。

2. 公契約条例を適正かつ効果的に実施する前提条件の整備について

適正な設計・積算を踏まえ、最低制限価格制度、低入札価格調査制度、スライド条項等を適切に設定・活用した上で、公正かつ適正な入札・契約を実施する。

公正な労働諸条件や適正な賃金水準の確保できる積算方式とし、法定福利・厚生費用の経費負担をすべての労働者に適用・実施でき、また事業者が適正利潤を確保できるよう改善する。

区内の公的サービスの担い手の事業、建設産業の社会的役割を發揮し、区民等における防災・減災等、災害対応能力の向上を目指し、サービス業や建設産業の活性化、発展を図る。

適切な設計・積算を前提に入札等において公正な競争を実施し、事業運営を安定させる制度に活用する。また、最低制限価格を予定価格の 90%以上とする。

公契約条例の効果的な実施体制を整える。

公契約条例実施効果の点検および調査を実施する。

世田谷区の入札・契約制度の概要

平成28年6月1日現在

項目	工事請負契約	物品等契約
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ・道路舗装、一般土木、建築、電気、給排水衛生、空調、造園工事...以下「工事」 ・測量・設計委託...以下「測量・設計」 	<ul style="list-style-type: none"> ・物品購入、業務委託、印刷請負、賃貸借...以下「物品等」 ・売払い
契約の方式		
制限付き一般競争入札	<p>< 工事請負契約における基本的な契約方式 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格130万円超の工事 ・ 制限付き 区内事業者を対象 	-
希望制指名競争入札	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格50万円超の測量・設計 	<p>< 物品等契約における基本的な契約方式 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格50万円超の物品等 ・ 予定価格30万円超の売払い
指名競争入札 (直接指名型)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急性が高い業務 ・ 要件を満たす業者に限られる業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書等を公表することで、防犯・警備上業務に支障のある場合 ・ 緊急性が高い業務
見積合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格130万円以下の工事 ・ 予定数量の見込みが立てられない業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定数量の見込みが立てられない業務
随意契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50万円超で特定の相手方でないと履行できない業務 ・ 一部の担当課で50万円以下の土木工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格50万円超で特定の相手方でないと履行できない物品等 ・ 予定価格30万円超で特定の相手方でないと履行できない売払い ・ 予定価格50万円以下の物品等
プロポーザル方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的、性質が競争入札に適さず、課題解決能力、技術力などの高い技能が必要とされる業務 	同左
入札の発注標準		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間の予定件数に基づき、格付(A～E)ごとの件数が均等になるよう、発注標準を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の内容・予定価格等に応じて、営業種目(63種目)、地域要件、格付(A・B・C)、資格、実績等をその都度設定。
総合評価競争入札(施工能力審査型)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度より試行開始し、平成26年度より本格実施。 ・ 予定価格2,500万円以上の工事から対象案件を抽出。 ・ 特別簡易型 ・ 価格点、施工能力評価点(工事成績評価点、配置予定技術者の資格点、配置予定技術者の実績点)、地域貢献評価点(災害時協力協定等の締結)の評定値が最も高い者を落札者とする。 ・ 平成27年度実績19件、平成26年度実績17件、平成25年度実績24件、平成24年度実績20件、平成23年度実績7件、平成22年度実績7件、平成21年度実績3件 	-

最低制限価格制度		
	<p>工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格 300 万円以上（建築一式工事は 500 万円以上）1 億 8,000 万円未満の案件で導入（総合評価競争入札案件は除く）。 ・ 最低制限価格は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費をもとに、予定価格の 10 分の 9 から 10 分の 7 の範囲で定める。 <p>測量・設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格 200 万円以上の案件で導入。 ・ 最低制限価格は、直接人件費、特別経費、技術料等経費、諸経費等をもとに予定価格の 10 分の 9 から 10 分の 7 の範囲で定める。 	<p>業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格が 200 万円以上の建物清掃業務委託、造園委託で導入。 ・ 最低制限価格は、予定価格の 10 分の 9 から 10 分の 7 の範囲で設定。
低入札価格調査		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の予定価格 1 億 8,000 万円以上の案件、及び総合評価競争入札案件で導入。 ・ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費をもとに、予定価格の 10 分の 9 から 10 分の 7 の範囲で定める。 	-
落札制限		
	<p>工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同業種にかかる予定価格 2,000 万円以上の同日開札の案件で、落札を 1 事業者につき 1 件に制限。 <p>測量・設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同業種にかかる同日開札の案件については、予定価格の多寡にかかわらず、1 事業者につき 1 件に制限。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園維持管理等の一部の業務委託において、同日開札の案件で制限を加える場合あり。
手持ち工事制限		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 億円以上の未完成工事の件数を 1 事業者 3 件までに制限。 	-
優先業種区分の登録制度		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木、建築、電気設備、機械設備（給排水衛生設備、空調）、造園は、登録を義務付け。 ・ 登録は 1 事業者につき 1 区分のみ。原則として登録以外の業種の入札参加は認めない。 ・ 対象は、区内に本店又は支店があり、事業の継続性が認められるもの。 ・ 本店が区外にある大手の事業者は対象外。 	-

発注時の実績要件																										
	・案件の内容により、一定の実績を求める。	・案件の内容により、一定の実績を求める場合がある。																								
予定価格の公表																										
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">工事</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格 2,000 万円以上の工事は事前公表 ・ 予定価格 2,000 万円未満の工事は事後公表 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">測量・設計</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非公表 	・ 非公表																								
入札の内訳書の提出																										
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">工事</div> 落札候補者が提出した内訳書を確認した上で落札を決定。	-																								
下請契約																										
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">工事</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請状況届の提出を義務付け、下請けの状況把握・この届出や施工現場で一括下請けがないことを確認。 	-																								
前払金																										
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">工事</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約金額 50 万円以上が対象で契約金額の 4 割以内（限度額 5 億円） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">測量・設計</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約金額 50 万円以上が対象で契約金額の 3 割以内（限度額 5 億円） 	-																								
中間前払金																										
	・ 工事で契約金額 50 万円以上で、先に前払金を支払った契約が対象で契約金額の 2 割以内（限度額 2 億 5,000 万円）	-																								
部分払																										
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事及び測量・設計で既済部分の出来高を算定し代価を支払う。 ・ 部分払いの支払い回数の制限 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">契約金額</td> <td style="padding-right: 10px;">100 万円以上 1,000 万円未満</td> <td>1 回</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>1,000 万円以上 2,000 万円未満</td> <td>2 回以内</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>2,000 万円以上 3,000 万円未満</td> <td>3 回以内</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>3,000 万円以上</td> <td>4 回以内</td> </tr> </table> 	契約金額	100 万円以上 1,000 万円未満	1 回	契約金額	1,000 万円以上 2,000 万円未満	2 回以内	契約金額	2,000 万円以上 3,000 万円未満	3 回以内	契約金額	3,000 万円以上	4 回以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造その他の請負契約及び物品の購入契約で既済部分の出来高を算定し代価を支払う。 ・ 部分払いの支払い回数の制限 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">契約金額</td> <td style="padding-right: 10px;">100 万円以上 1,000 万円未満</td> <td>1 回</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>1,000 万円以上 2,000 万円未満</td> <td>2 回以内</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>2,000 万円以上 3,000 万円未満</td> <td>3 回以内</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>3,000 万円以上</td> <td>4 回以内</td> </tr> </table> 	契約金額	100 万円以上 1,000 万円未満	1 回	契約金額	1,000 万円以上 2,000 万円未満	2 回以内	契約金額	2,000 万円以上 3,000 万円未満	3 回以内	契約金額	3,000 万円以上	4 回以内
契約金額	100 万円以上 1,000 万円未満	1 回																								
契約金額	1,000 万円以上 2,000 万円未満	2 回以内																								
契約金額	2,000 万円以上 3,000 万円未満	3 回以内																								
契約金額	3,000 万円以上	4 回以内																								
契約金額	100 万円以上 1,000 万円未満	1 回																								
契約金額	1,000 万円以上 2,000 万円未満	2 回以内																								
契約金額	2,000 万円以上 3,000 万円未満	3 回以内																								
契約金額	3,000 万円以上	4 回以内																								
単品スライド																										
	・ 工事材料の価格に著しい変動（1%以上）を生じ、契約金額が不相当となったときに受注者が契約金額の変更を請求できる。	-																								

発注見通しの公表		
	・ 予定価格 1 3 0 万円超の工事を対象に毎年 4 月 1 日、 1 0 月 1 日に公表。	・ 年度当初契約（ 4 月 1 日契約）に限り 1 月下旬に公表。
入札結果の公表		
	・ ホームページ及び契約係窓口で業者名、入札金額、落札者を公表。	同左
見積合せの公表		
	・ 予定価格 1 3 0 万円超の工事	・ 予定価格 5 0 万円超の物品等 ・ 予定価格 3 0 万円超の売払い
随意契約の公表		
	・ 予定価格 1 3 0 万円超の工事 ・ 予定価格 5 0 万円超の測量・設計	・ 予定価格 5 0 万円超の物品等 ・ 予定価格 3 0 万円超の売払い
履行状況の評価		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約金額 5 0 0 万円以上の工事、工事費の合計が 1 億 8 千万円以上の設計委託を対象に、完了後に工事成績を評価。 ・ 評価区分は、優秀、良好、普通、やや不良、不良の 5 段階とし、不良と認められた場合は、認定をした日から 1 箇月以上 1 2 箇月以内の指名停止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間が 1 年以上かつ予定価格が 2 0 0 万円以上の業務委託契約のうちの建物清掃、造園、公衆トイレ清掃の業務について実施。 ・ 契約締結日から 6 箇月後の 3 0 日以内に評価を実施。2 回目以降は、前評価日から 1 年後の 3 0 日以内に評価実施。 ・ 採点方式により、優秀、良好、普通、やや不良、不良の 5 段階評価を行い、やや不良又は不良と判定した場合は改善指示のうえ再評価を行い、再評価の結果、不良と評価した場合は、2 箇月以内に契約解除又は一定期間に同種契約の入札に指名しない。
長期継続契約		
	-	・ 物品を借り入れる契約は 5 年、役務の提供を受ける契約は 3 年により複数年契約を行っている。
労働報酬下限額（公契約条例関係）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負契約は予定価格 3 , 0 0 0 万円以上の案件。 ・ 測量・設計委託契約は予定価格 2 , 0 0 0 万円以上の案件。 ・ 区長が労働報酬専門部会の意見を聴いて下限額を定め告示し、公契約にかかわる事業者はそれに従う努力義務を負う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格 2 , 0 0 0 万円以上の契約案件（不動産購入契約、賃貸借契約を除く。指定管理者協定を含む）。 ・ 実施内容は工事と同様。
労働条件確認帳票（公契約条例関係）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格 5 0 万円超の契約案件。 ・ 区と契約した事業者に帳票の提出を求め、公契約にかかわる労働条件が適正であることを確認し、帳票の副本を窓口閲覧に供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格 5 0 万円超の契約案件（指定管理者協定は予定価格 0 円超）。 ・ 実施内容は工事と同様。

一部資料については
他の機関作成等の理由により
非公開とする。